

## 第7回離島振興対策分科会

平成24年2月1日

【大野離島振興課長】 皆様方にはご多忙の中、本日の分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。まだお見えになっておられない委員もおられますが、定刻でございますので、ただいまから、国土審議会離島振興対策分科会を始めさせていただきます。

国土審議会離島振興対策分科会の委員及び特別委員のうち、半数以上のご出席をいただいており、会議は成立しております。ただいまより、離島振興対策分科会を開催いたします。

私は、国土交通省離島振興課長の大野でございます。よろしくお願ひいたします。座らせていただきます。

お昼の開催でございますので、適宜お弁当をとりながらお願ひいたします。

初めに会議の公開について、ご説明させていただきます。国土審議会離島振興対策分科会運営規則により、会議は公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方の傍聴が可能となっております。あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは早速でございますが、まず、資料の確認をさせていただきます。資料は上から順番に議事次第、1枚紙がありまして、資料1委員名簿、資料2離島の現状について、資料3指定解除について、それから参考資料、指定解除予定地域の概要、資料4分科会決定として、指定解除についての意見具申という資料がついております。

過不足ございませんでしょうか。もしもあるようでしたら、事務局のほうにお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、当分科会の委員のご紹介ですが、開催時間の都合により、資料1の離島振興対策分科会の名簿をもってかえさせていただきます。

なお、国会議員の特別委員につきまして、昨年9月に伴いまして、三谷衆議院議員にかかりまして、新たに高木先生にご就任いただいております。

また、市町村長の特別委員にご就任いただいたおりました八丈町長の浅沼様におかれましては、大変残念でございますが、昨年8月にご逝去されました。このため後任の特別委員として、本年1月新たに山下町長にご就任いただいております。本日ご出席いただきま

した皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、国土交通省の出席者を紹介させていただきます。

吉田国土交通副大臣でございます。

小島国土政策局長でございます。

【小島局長】 よろしくお願ひいたします。

【大野離島振興課長】 小林大臣官房審議官でございます。

【小林大臣官房審議官】 小林でございます。

【大野離島振興課長】 渡辺国土政策総務課長でございます。

【渡辺総務課長】 よろしくお願ひいたします。

【大野離島振興課長】 また、国交省の他部局及び各省において、離島関係の担当の部署からも出席をいただいておるところでございます。

それでは、ここからは小川分科会長に議事進行をお願いしたいと思います。分科会長、よろしくお願ひします。

【小川分科会長】 離島振興分科会の分科会長を仰せつかっております、衆議院議員の小川淳也でございます。

高木先生、武部先生はじめ、そうそうたる諸先輩方がおられる中で、大変身に余る務めでございますが、精いっぱい果たさせていただきますので、どうぞご指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

また、今年は初めての会合でございまして、遠路よりご参加、ご出席をいただきました委員の先生方に、深く感謝を申し上げたいと思いますし、準備に当たっていただきました吉田副大臣はじめ、国交省の関係の方にも、心からお礼を申し上げたいと思います。

何分にも離島振興法の10年ぶりの改正に向けた、ちょうど大事な時期でございまして、これらの議論もにらみながら、今日も議題が多くございます。限られた時間ではございます。1時には終了させていただく予定ですが、ぜひ実り多い、有意義な機会にさせていただきたいと思いますので、委員各位のご協力をお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにさせていただきたいと思います。（拍手）恐れ入ります。大きな拍手を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは早速でございますが、まず国交省を代表して、吉田副大臣にご出席をいただいておりますので、一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。

【吉田副大臣】 ご紹介いただきました、国土交通副大臣の吉田でございます。本日は、

小川分科会長さんをはじめといたしまして、国会議員の先生方、地方公共団体の長の皆様、そして有識者の皆様方とお集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございます。また新たな委員として、高木先生、そして山下町長とおいでいただくようになります、改めてのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げたいと思います。

離島は私が言うまでもなく、我が国の領域、とりわけ排他的経済水域等の保全、そして自然環境と、さまざまに大きな役割を担っていただいているところであります。

また離島振興につきましても、ずっと施策はされておりまして、まだまだこれから充実を図らなければならない。そういう中で本分科会は、離島振興に果たす役割におきまして大変大きいものがございます。改めてご助言をいただく重要な役割というものを、それぞれ委員の皆様方にお札を申し上げると同時に、本日の課題はまさに10年ぶりの議員立法によります現行離島振興法、この改正に向けての大きな議論の礎になる、そう思っております。

もちろん今日は離島振興の中で、実施の指定解除というお話をございます。それぞれ皆様方から忌憚のないご意見を賜り、そして本日の皆様方のご意見、審議内容を踏まえて、関係府省と緊密な連携をとりながら、離島振興施策の推進に最大限努力してまいります。

最後に、皆様方に今後ともよろしく、本日とあわせてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、一言のごあいさつとさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

【小川分科会長】 吉田副大臣、ありがとうございました。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の主要議題は2つでございまして、まず、今後の離島振興のあり方について、総論的な全般的な議論をさせていただきます。後に長崎県伊王島の指定解除につきまして、ご審議をいただきたいと思います。

それでは早速でございますが、まず今後の離島振興のあり方について、事務局から説明を受けたいと思いますので、お願ひいたします。

【大野離島振興課長】 資料2をお開きください。

まず、めくっていただきまして目次、さらにめくると1ページです。1ページは離島振興対策実施地域の諸元を述べておりますが、ここは皆様ご存じのことだと思いますので、省略させていただきます。

2ページは、離島の重要性について述べておりますが、これも省略させていただきます。

3ページです。離島の人口は、昭和30年、離島振興法を制定直後から、平成17年までに半減というように、非常に人口減少が著しい状況です。右のほうに全部離島、つまり市町村のすべてが離島だというところの人口推移を見ていますが、平成22年の特徴を見ても、この傾向は続いております。

4ページですが、離島の高齢者比率も、他の条件不利地域と比較しても高いものです。これも平成22年の全部離島ベースで見ても、同じ傾向が続いているという状況です。

5ページをお開きください。離島の市町村の財政力指数、これも著しく低いという状況にあります。

6ページをお開きください。公共事業予算につきましては、平成9年度をピークに減少の一途でして、離島は7割減と、全国の減少率よりも非常に大きな減少となっております。

7ページをお開きください。離島航路の状況でございます。離島航路は16%で減便または廃止。生活の足であります航路について、非常に厳しい状況となっておるところです。

8ページをお開きください。その中で今年度より、地域公共交通確保維持改善事業が新規に始まりまして、離島交通に関してもさまざまな対策をしているところです。

9ページをお開きください。また、社会資本整備総合交付金を使って、船に助成をして、それにより運賃の低廉化を図るというような取り組みもなされておるところです。

10ページをお開きください。離島の主要産業でございます農林水産業について見ますと、平成2年のピークから18年で半減、農林水産業も非常に衰退しているところです。

11ページをお開きください。それを就業者ベースで見たものでございます。前の表でも明らかですが、第1次産業については半減、落ち込みが激しい状況でございまして、第2次産業も減っている、第3次産業も停滞というような状況にあります。

12ページをお開きください。その中の対策ですが、中山間地域等直接支払いにつきまして、今年度より離島の平地であっても傾斜地と同等の条件不利性が認められる農用地については、条件不利性に応じて、傾斜地と同じ条件で交付金を交付するというような制度も始まっているところです。

13ページですが、また、離島の漁業再生支援交付金により、離島の漁業集落に対しまして、交付金を支給して支援するというような事業も行っております。

14ページですが、ブランド化の取り組みとして、佐渡におきましては、トキを売りにした販売戦略を行うなどの動きも見られるところです。

15ページをお開きください。また、来年度の新規事業ですが、私ども国土交通省にお

きまして、離島流通効率化事業として、離島の流通効率化のための施設整備等に支援をするという事業を予定しております。

16ページをお開きください。医療・福祉の状況です。医師不在の離島が約4割、また、7割の離島では介護保険施設がないというように、離島の医療・福祉についても大変厳しい状況に置かれております。

17ページをお開きください。その中で救急医療につきましては、ドクターへリの導入であるとか、あるいはヘリポートの設置などが徐々に進みつつありますし、少しは明るい面も出てきたところです。

18ページをお開きください。離島の高校は10%の離島にしかないという状況です。また、教育のみならず、コミュニティによって重要であります小学校、中学校に関しては、廃校がかなり進んでいるという状況も見て取れます。

19ページをごらんください。その中で高校の魅力づくりということが、海士町の島前高校で行われているところです。また下段にございますが、文部科学省の新規事業として、離島高校生修学支援事業が予定されているところです。

20ページをお開きください。離島にとって観光業も非常に重要な産業ですが、離島の観光客数、宿泊者数とも年々減少しているところです。

21ページをお開きください。その中で観光あるいは交流事業に関しては、さまざまな試みが各島においてなされているところです。

22ページをお開きください。また、島根県の海士町におきましては、U.I.Jターンに対する支援が行われまして、14年から21年の間に200名以上の実績があがっているようなところもございます。

最後に23ページをお開きください。地方公共団体にこれまでの取り組み、今後の重点的な取り組みなどについて、アンケートをした結果でございます。これまでインフラ整備、観光・交流、島外交通に重点を置いてきたところですが、今後は観光・交流、産業、島外交通といったところで重点的な取り組みを行うというような意向です。また、国へどういった支援を期待するかということについては、島外交通、医療、インフラといったところが期待が大きいところになっております。

以上、大変雑駁で恐縮でございますが、離島の現状などにつきましてご説明させていただきました。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

依然として厳しい離島の情勢、状況について、ご説明をいただきました。それではこれらを踏まえまして、今後この分科会として、どういう離島振興策を考えていくか、あらゆる角度からご議論をいただきたいと思います。

なお、時間の都合によりまして、最長で40分まで、この審議に時間を充てさせていただきたいと思います。どなたからでも結構です、挙手の上、ご発言いただきたいと思います。高木先生。

【高木委員】 ご苦労さんです。ただいま離島の現状について説明いただきました。これまで離島振興法を柱にして、それぞれの立場で相当に努力をしてこられた経過は、心から我々も敬意を表したいと思っております。ただ残念ながら、先ほどの説明の中でも、離島のハンデから来る人口減少にしても、あるいは高齢化にしても、産業の実態にしても、すべて法律のサポートはあるものの、下降はとまらないという現状を我々は改めて認識をしなきやならんと思っております。

私どもとしましてはやはり、離島で生まれ育った方々、あるいはそうではない方々におかれても、離島に定住をするということが、何といってもこれからも追求しなきやならん目標だと思っております。産業の中でも水産業、農業がかなり下降をしておることに対して、第3次産業は、これも伸びておるわけではありませんけれども、何とか頑張っておる。それはすなわち観光業などであろうかと思っております。

そういう意味で今後の振興の柱の一つは、やはり陸海空を通じた交通アクセスの抜本的な改革ではないかと、私はそのように思っております。政府においても、島民の、あるいは離島に通う方々の、あるいは物流も含めてですけれども、そういった交通アクセスを確保するという意味では、私は交通基本法というの非常に重要になってくるだろうと思っておりますが、こういう観点からこういった交通アクセス、交通基本法の取り組みについて、お考えをお示しいただきたい。

以上です。

【小川分科会長】 今のはご意見ということでよろしいですか。

【高木委員】 意見として、また、交通基本法の取り組みはどうなっておるのか。おたずねしたい。

【小川分科会長】 今お答えできる内容はございますか。

【廣田交通支援課企画調整官】 交通基本法におきましては継続審議となっておりますけれども、私どもとしても大事な法案だと思っておりますので、引き続き私どもとしても

できる限りのことをやっていきたいと思っております。また皆様方のご指導をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

【小川分科会長】 引き続き国会の側でも精力的に。

木庭先生、どうぞ。

【木庭委員】 公明党は私1人だけがこの委員にさせていただいておりますので、少し意見を述べたいと思います。

今、高木先生からお話がありましたように、今度のこの法改正に当たって一番やっぱりポイントになってくるのは、先ほどご指摘があった定住促進をどうするかということが、最大のポイントであろうと思っております。これまでこういった視点での取り組みが、残念ながら議論の中で、一番太い柱になつていなかつた。今回はこれをまさに一番太い柱にして、その上で基盤をどうするかとか、産業をどうするかとか、交通をどうするかとか、そこを中心に当てながらやるというのが一つの方法ではないかというようなことを考えておるというのが1点でございます。

そしてその上で、今、離島振興の所管大臣は、総務、国交、農水ということになっております。この離島振興施策充実のためには、私どもはこれに厚労と文科を加えた5大臣を、ぜひ所管大臣ということで指定してみたらどうかということを考えておるというのが1点でございます。

もう一つは、ぜひ改正法案の中に、ご説明は今あまりありませんが、介護サービスの問題、この充実、それからこれは何点か指摘がございましたが、子供、島外に出る高校生を含む、そういう者に対する支援の拡大。

もう一つは、この中でも問題指摘で、いわゆる医療の中でも特に産科医不在離島の問題。こういう産科医がないところの妊婦の出産の支援強化。例えば国費による島外出産支援事業の創設、こういったことも考えてみたらどうかと考えます。

最後に、離島ならではの事業とか、自然エネルギー事業の集積等とか、いろんな離島ならではのことをやるために、今回沖縄が一括交付金というものをやりましたが——沖縄一括交付金です——離島についても離島一括交付金、こんな制度を創設することも大事ではないか、このことを申し上げて意見といたします。

以上です。

【小川分科会長】 大変貴重なご提言、ご意見、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、加治屋先生。

**【加治屋委員】** 新しい離島振興策について、私は要望だけ2つしておきたいと思います。これまでの離島振興法で成功したケース、または現在進行中でもよいのでありますが、モデル的な事例があれば、後ほど後日で結構ですので教えていただきたい。このことが1つです。

2つ目には、この新しい振興策について、離島振興法の実施地域が257の島があると言われておりますけれども、それぞれ条件がいろいろ違うんです。そこで、離島ごとのどんな島にしたいのか、どんな島であってほしいのかということをベースにしてまとめていく必要があるのではないかと、そのことを感じております。そのための住民、あるいは島外の人、ボランティア、学識経験者、行政含めて、委員会みたいなものをつくって、島ごとの対策が必要ではないか。そのつくった結果として、やはり定期的に検証していく、詰めていく、このことが私は今離島について、大変大事なことだと思っておりますので、これは要望として申し上げておきたいと思います。

**【小川分科会長】** ありがとうございます。成功例みたいなお話、また次回以降、具体的にご紹介あるものがあればぜひ、みんなで研究してみたいと思います。

他にいかがでしょう。どうぞ、武部先生。

**【武部委員】** 自民党の武部です。今、木庭先生からお話があった5大臣、これは大賛成です。それから離島一括交付金、私は離島漁業再生支援交付金というのがどれだけ離島の漁業関係者に感謝されているかということを、実感として感じております。しかし、今後の離島振興については、公共事業だけではなくて、やっぱり環境、健康、教育、こういったことが大事になってくるだろうと思いますし、さまざまなアイデアがそれぞれの離島各地であるんです。しかし制度にないとか、条件に合わないとか、そういうようなことが余分な予算を使ったりしなきゃならんとかいうことがありますから、ぜひこの離島が使い勝手のいい交付金制度というものをつくるべきだということを申し上げます。

それから定住促進というのはキーワードでしょう。しかし同時にこれからの時代は、離島に住んでいる人も頻繁に人、物、金、情報、この交流に供することができるということが大事だと思います。そういう意味では、往来を抜本的に拡充するという施策を、ぜひやってもらいたいと思うんです。

例えば今日、利尻の町長が来ていますけれども、よく飛行機が飛んだなと思うだけじゃありません。この我々の地域は選挙のときに、なかなか離島に行くかどうかと迷うんです。しけたら帰ってこられませんから。特に冬はフェリーがとまれば、3日も4日も稚内に泊

まらなきやならん。もうそれは大変な費用なんです。ですから極端に言えば、利尻町の施設を行政区画、稚内につくったっていいじゃないかと。そうすると出産だとか妊婦だとか、さまざまな問題で稚内に行かなきやならん人たちは助かるわけです。今度の法律の中で、定住はキーワード、しかし往来をもっと活発にということも一つのキーワードになるんじゃないかな。

そのためにはやっぱり、航路、航空路の運賃、これがネックになりますね。それで特にお願ひは、私もいろんな島に行きましたけれども、国道のある島はたくさんあります。しかし外海離島、国境離島の利尻、礼文、ここには国道は一本もありません。やっぱりああいうところの安全保障、あるいは国土防衛というようなことを考えたら、これは国の責任でしっかりと対応するということが必要だと思うんです。しかし国道はできない。なぜか。都市から都市だと。私は都市から都市なら稚内から稚内という仕組みがなぜできないんだと。

ぜひ国交省の皆さん方や政府の皆さん方には、これから離島がどうなるのかということと、どうしてはいけないのかということを踏まえて、国家の責任で戦略的な考え方で、本土並み以上のそういう環境条件をしっかりとつくるということが、10年に1回の法改正の我々の取り組むべき姿勢だと思っておりますので、これは議員立法ですから、高木先生をはじめ先生方としっかりとそういう腹構えで臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私の意見は以上です。

**【小川分科会長】** 武部先生、大変貴重なご提言ありがとうございました。まさに今、各党間の実務者協議でも、定住の促進と往来の拡大ということを軸に進んでいると聞き及んでおります。

さて、国会の先生方のご発言がちょっと続いておりますが、今日は各県各市町から、遠路駆けつけていただいた委員の皆様、また学識、専門家の立場からご参加いただいている先生方もおられます。ご意見がございましたら積極的にお受けしたいと思います。

**【武部委員】** ちょっとさっきの国道要件、この見直しを提言しますから、国交省答えてください。簡単なことです。

**【小川分科会長】** 今の時点でコメントできることございますか。

**【大野離島振興課長】** ちょっと申しわけございませんが、また後日説明させてください。

【小川分科会長】 研究課題として。武部先生、ちょっと引き取らせていただきます。

各地域の先生方、また、学識、専門家の立場からのご発言、よろしゅうございますか。

どうぞ、高野委員。

【高野委員】 全国離島振興協議会の会長の高野でございます。今日は発言の場を与えていただきまして、ほんとうにありがとうございました。

お話に出ておりましたけど、離島振興法の改正を目前にいたしまして、いろいろ皆さん方のご協力をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。今回は定住の促進ということが一つの大きなキーワードでございまして、当然その交流の足の問題も加わっておるんでございますが、やはり我々としましても、戦略的な国の立場もぜひ強固に、国の責務ということを十分うたっていただきたいと思っておるところでございます。

それでは第1に、離島振興関係予算の一括計上を維持していただきまして、十分ミシン目が入った形で離島にきっちりとした支援をお願いしたいと思います。特に気がかりなのは、今まで各県によりまして、その所属する離島の扱いがいろいろ差があるところもございます。そういう意味で、ぜひその点をしっかりとお願いしたい。

それから、公共事業費がピークのときの1,700億円から平成24年の520億円まで、3分の1になりました。しかし、それに代わるソフト予算の裏づけが極めて少のうございまして、今回もなかなか難しい問題があると聞いておりますが、ぜひソフトの裏打ちをお願いしたいと思います。離島はそれぞれみんな状況が違います。それで、先ほど申し上げた、地域によってそれぞれに対応できる柔軟性のある仕組みが、どうしても必要になっております。それと先ほど申し上げました、ミシン目がきっちり入っていただきたいと思います。

また今回、東日本大震災の件がありまして、私も宮城を回ってまいりましたけれども、離島がやはり救援の手が一番最後になります。そういう意味でアクセスのチャンネルを、船はもちろん大事でございます、港湾も大事ですが、今まで離島についてもおくれている空港の整備や、その航空路の確保について、ぜひ社会资本整備重点計画の見直しが現在なされておるようでございますが、明確に離島についての書き込みを、よろしくお願ひしたいと考えております。

特にお話にもありましたように、1次産業が非常に大事でございます。観光事業とこの2つが大きな柱でございますが、漁業関係が最終的には定住の一つの基本になるとも考えております。そういう意味で、今までの既存の既得権による漁業区域がそれぞれ決まって

おりますが、零細な離島の漁業者に対して、今まで以上に漁業区域の配分等につきましてご配慮いただきたい。それから資源とり尽くし型の底引きや巻き網の一定の制限をかけるという、今までに踏み込んでいないところも何とかお考えいただきたい。そういう、観光も含めて、離島に単に補助金を出すだけじゃなくて、自分たちで生きていくという仕組みをお考えいただきたいと考えております。

まだまだたくさんございますが、そういう意味で最初に口火を切らせていただきました。ありがとうございました。

**【小川分科会長】** 高野委員、ありがとうございました。現場を踏まえての大変具体的なご提言でございました。

なお、大久保委員が公務でご退席になられまして、細田委員がご到着ですので、ご紹介をさせていただきます。

残りの時間が5分少々でございます。引き続きご発言いただきたいと思いますが。どうぞ。

**【打越委員】** 今、離振法の10年に1度の改正の、7党間で実務者協議を進めさせていただいております。先ほど来、武部先生、木庭先生等のバックアップをいただいて、非常に前向きな議論をさせていただいている。

この中で大きな肝は3つあると思っているんですが、1つは目標をやっぱり定住、人が住み続けることができる島、その柱は生活の環境と働くところということで、この2つであるということです。そしてさらに、今、高野市長からもお話をあった、今まで国の責務がうたわれていなかったこともあり、国によってしっかりと責任を明記しようということがあります。

もう一つは、10年前の改正時にはあまり入っていなかった介護あるいは環境、それから最近のことを言えばエネルギー、特に再生・自然エネルギー、それから防災、これも風害、水害を中心としたということで、今回のような地震や大きな津波といったことも想定されていない、いわゆるその後非常に各離島での、特にこの一昨年、昨年、奄美で大きな集中豪雨がありましたが、離島での災害に対する支援といったものも含めて、こういう新しいキーワードについてもしっかりと取り込んでいこうということになります。

最終的には、今までやっていた公共、ハードを中心とした農水、国交という大臣を中心でしたが、今後生活を支える厚労、文科といったところも加えて、ほんとうに今離島で望んでいる、あるいは離島に今最も必要とされている分野の支援強化をしていかなければ

ればいけないと考えて、今進めておるところであります。

最初に高木先生からお話があったように、離島の非常に大きなハンデキャップは、やっぱり人や物、お金の動きを支えるためのアクセスに、大変な費用、時間がかかるということでありまして、これについては最終的には、やるかやらないかではなくて、必ずやるという前提で、これを予算、政策でやるのか、税でやるのか、いろんな方法があるわけですけれども、最も離島の支援にふさわしいやり方で、その支援のあり方を今回はきちっと議論をして、大きなその離振法の中身がまさにハードからソフトへ、生活中心へ、人が住み続けられるようにという方向に切りかわっていく、画期的な法改正ができればなど考えておるところであります。

ちょうど細田先生が来られましたが、先日の代表質問の中でも離振法のことについても少し触れていただきまして、やはり同じようにハードからソフトへだとおっしゃっていました。ソフトの部分については、実は一番大事なのは国交省が、あるいは関係各省が、コンセプトが変わったことを十分に理解しながら、やっぱり各省への説得を進めて、一番頭のかたい財務省に、お金の使い方については、考え方方が変わってきたんだということをほんとうに十分理解していただいて、先ほど高野さんから出たように、さまざまなソフトを使うということは、非常に知恵が必要です。現場に即した使い方が必要です。で、やっぱりこのソフトに使えるような予算のあり方、政策のあり方を、ひとつしっかりと国交省のほうでも進めていただいて、一緒になって頑張っていければと思います。よろしくお願ひします。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

そろそろお時間でございまして、最後になりますが、細田先生から手が挙がっておりますのでお願ひいたします。

【細田委員】 すみません、各党選挙制度改革協議が長引きましたのでおくれました。先生方の皆さんのご意見も出尽くしていると思いますが、先ほどお話がありましたように、先週の本会議で離島振興の必要性についてはいろいろ申し上げました。やはり離島に住むことが不利であるようなことは全部是正すべきだし、ハードからソフトへという考え方も当然大事で、そして結果として人口がどんどん減っていくような、過疎化が進む、経済も下がっていく、そういうことを避けなきやいけない。

そういう意味で政府の答弁も求めましたし、そこで私が申しましたように、各党に離島対策は差があるわけではない、これはもう一致して、政府と国会とが協議をして、よりよ

い法案をつくるべきであるということを申し上げた次第でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

【小川分科会長】 ありがとうございます。それぞれのお立場から大変貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。大変限られた時間でございましたので、十分と言えるかどうか、反省点もございますが、慣例によりまして、この分科会として関係行政機関に対しまして、一定の意見具申を委員の先生方のお許しをいただければ、ぜひともさせていただきたい。

なお、今日出た議論についてはおおむね盛り込んでいきたいですし、また過不足については追ってご議論をさせていただきたいと思うわけでございますが、ひとまず私どものほうでご用意をさせていただいた意見具申の素案を、ちょっとご審議いただきたいと思いますので、お手元に配付をお願いしたいと思います。

それではその要旨につきまして、担当課長から説明を受けたいと思いますので、お願ひいたします。

【大野離島振興課長】 お手元に配られた資料につきまして、読み上げさせていただきます。

「今後の離島振興のあり方について（意見具申）」案です。「平成24年2月1日開催の国土審議会第7回離島振興対策分科会において、離島振興対策の現状にかんがみ、標記のことを決議したので、離島振興法第21条第2項の規定により下記のとおり意見を申し上げます。

記。

1. 離島が果たしている、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等の『国家的役割』、及び癒しの空間としての役割等の『国民的役割』は、今日ますます重要性を増している。今後とも離島に人が住み続け、これらの離島の役割が最大限發揮できるよう取り組んでいくことが必要である。

2. しかしながら、離島においては、生活基盤をはじめ様々な社会基盤の整備が行われてきた一方で、地理的条件不利性、産業の低迷等により、人口減少傾向に歯止めがかからず、さらに高齢化もより一層進展している。これらは、他の条件不利地域と比較しても、非常に厳しい状況となっている。

3. このような状況にかんがみ、離島における定住を促進することが急務であり、医療・

福祉・教育等の生活の基礎的環境の整備、産業振興や雇用創出、交流の拡大や他地域からの移住促進などにおいて、総合的、継続的な取組が重要である。

4. 離島における定住を促進し、その振興を図ることは、離島地域のみの問題ではなく、国土全体のあり方にかかる重要課題である。離島の自立的発展を促進するとともに、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、もって離島の役割が十全に發揮されるよう、離島振興施策を引き続き強力に推進するべきである」。

以上でございます。

【小川分科会長】 ありがとうございます。ごらんのとおりでございまして、本日ご議論いただいた主要な部分、特に定住の促進、また木庭先生からございました、医療や福祉、教育への配慮、さらには武部先生におっしゃっていました、交流の拡大、産業振興や雇用の創出等、おおむね今日のご審議の内容を踏まえた形で、このように整理をしておるわけでございます。

いかがでございましょうか。こういう形で関係行政機関に対して意見具申をさせていただくということで、取り扱いをご一任いただけますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小川分科会長】 ありがとうございます。

【武部委員】 ちょっと。

【小川分科会長】 はい、どうぞ。

【武部委員】 少し弱いね。意見具申って国の責務がみんなからあがったんですから、法改正の時期でもありますので、やっぱり「国の責務を明確にすべきである」というぐらいのことをきちっと。あるいは「国の責務において」と、それをつけ加えてください。

【小川分科会長】 わかりました。それでは4ポツの中に、ここは離島振興は離島のみの問題ではなく、国全体、国土全体のあり方にかかる課題だという記述がございますので、これにつなげる形で、国家、国の責任として強力に推進していくという趣旨を、今の武部先生のご趣旨を盛り込む形で修正させていただきたいと思います。

【武部委員】 ありがとうございます。

【小川分科会長】 それでは以上の修正を前提に、このような形で意見具申をさせていただくということで、ご承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【小川分科会長】 ありがとうございます。 (拍手)

それではこうしたご意見を踏まえて、引き続き精力的に離島振興法の議論を、改正議論を含めて進めてまいりたいと思います。

本日の2点目の議題でございますが、長崎県伊王島に橋がかかりましたことをもちまして、離島指定の解除についてご審議をいただきたいと思います。

まず、その内容について事務局から説明を求めたいと思います。

**【大野離島振興課長】** 資料3をお開きください。

1ページおめくりいただきまして、長崎県の伊王島の離島振興対策実施地域からの指定解除の件でございます。長崎県の伊王島におきましては、伊王島大橋が昨年3月27日に供用開始になったところです。離島につきましては、橋がかかることなどによりまして、本土との間に陸上交通が確保されたことになった場合については隔絶性が解消されるものとして、当該地域について指定を解除することを定めております。

この場合、要件を満たすことになった年度の次の年度、つまり今年度については指定解除を猶予するというのが通例でございまして、来年度の4月1日から指定を解除するということについてお諮りするものでございます。

**【小川分科会長】** ありがとうございました。

本件のご審議に先立ちまして、現地にお運びいただきました委員を代表して、学識、専門家のお立場から、阿比留先生に現地調査を踏まえたご意見をいただきたいと思います。

**【阿比留委員】** では、ただいまの資料3の4ページをおあけいただきたいと思います。現地調査報告をもとに、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

まず、調査期間でございますが、平成23年10月28日の金曜日に実施いたしました。調査委員として当分科会から、山下委員、渡邊委員と私、阿比留が参加をいたしました。調査結果について申し上げます。

まず第1点、架橋による変化等でございますが、平成23年3月27日に架橋が開通しまして、観光等の自動車交通の流入が激しく、陸域化して島内外の流動が高まったということがございます。この島はリゾートアイランドとして昔から拠点施設を持っていましたが、この「やすらぎ伊王島」利用者数の架橋前、平成22年4月から9月までと、同期間の架橋後を比較しますと、約3割の増加があり、11.7万人位の利用者があったということでございます。かなり流入が多いようです。

買い物、通院とか、介護施設等生活面では、救急医療等の改善を含めまして、非常に利便性が高まっておりまして、これが架橋効果として出ているということがございます。た

だ、島内の店舗の売り上げが本土との競合で少し落ちてきている、こういう問題も含んでおります。

島内に市営住宅がございまして、かなり空いているんですが、ここに移住を希望するという方が出てきております。架橋後は6名ほど人口が増えているということで、定住促進効果も少し出ていると思われます。

本土ー伊王島間のバスは3便です。これも架橋後に新しくできたわけでございますけれども、運行頻度が低いということで、通勤者は主にマイカーで橋を渡るのですが、都心部への通学とか通院者などは長崎の大波止にダイレクトに船で入っています。1日11回まだ航路便数が維持されておりませんので、これを利用しているという状況がございます。

一方、問題点としまして、全島かなり狭い道路が多いので、交通事故等に懸念があるとか、ごみのポイ捨て、それから密漁、農産物あるいは自然草木の無断の採取、このあたりも発生しておりますので、今後の対応課題ということになると思います。

以上が変化と効果を含めてお話を申し上げた第1点の概要でございます。

第2点の離島振興対策実施地域からの解除についてでございますが、以上の架橋に伴う効果等から見まして、架橋により離島の隔絶性は解消されているということで、解除することが適当であると考えております。

その他特筆すべきは、ここは長崎市の中にあるリゾートアイランドということで、長崎市は人口50万人弱の中核都市であり、観光客は毎年500万人以上来るということでもございますので、その立地条件をうまく活かしながら、観光地場産業の振興、定住促進等をあわせてやっていくということであれば、かなり地域振興効果が拡大できると思います。

以上でございます。

**【小川分科会長】** 現地調査を踏まえられました、大変詳細なご報告をありがとうございました。ただいまのご報告のとおり、さまざまな状況を勘案した結果、指定解除の要件が満たされているというご報告でございました。これに従いまして、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。特に高木先生、選挙区だとお聞きしておりますが。

**【高木委員】** 多分、全離島の会長さんは寂しいでしょうけど、この際卒業ということで、これまでの皆さん方のご支援ありがとうございます。

**【小川分科会長】** それではただいまのご報告のとおり、この指定解除につきまして、関係大臣に意見具申をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんですね。

(「なし」の声あり)

【小川分科会長】 ありがとうございました。

以上、今日はこの2点、大変精力的に、また進行にもご配慮いただきながら、有意義なご議論をいただきました。

その他で何かご発言がなければ、これで終了させていただきたいと思いますが。どうぞ、打越委員。

【打越委員】 今、指定解除の議題がありましたので、ちょっと1つ意見として言わせていただきたいんですが、もともとこの離島振興対象の島の指定についての指定要件も、この分科会で定めることになっております。

相当古い時期につくった指定要件だと思いますので、改めて現在ある島の中では100以上の島が既に指定をされていない、あるいはもともと指定をされていないというものもあります。大急ぎというわけではないんですが、次回の分科会までに、現在の指定要件について一度再考というか、点検をぜひさせてもらえばありがたいなと。もともと指定要件をつくった時期と、かなり離島の置かれている状況が激変しているという状況も踏まえて、一度この分科会で、その中身についてちょっと取り上げさせていただければと思いますので、ご提案です。

【小川分科会長】 非常に重要な点のご指摘だと思います。今日いただいたご意見その他とあわせて、しっかり審議の中に盛り込ませていただきたいと思います。

他にございませんですか。どうぞ。

【中村委員代理】 長崎県でございます。今までのご議論とは少し観点が異なる話で大変恐縮でございます。先ほど来先生方のほうから、大変厳しい離島の条件を踏まえて、定住、交流の促進という観点から、新しい法制を力強く組み立てていただくというようなお話をいただきました。大変ありがたいことだと思っております。

その上で、私ども長崎県の現状等勘案いたしますと、長崎県は970の島を抱えております。そういう中で、国境に接する大変厳しい条件の、いわゆる国境離島を抱えているといったこともございます。私ども長崎県独自でそういった離島振興のための新たな支援施策について、提案等もこれまでさせていただいております。

そういう中で、今後こういった国境離島について、どういう観点からさらなる応援をしていくのかということも、この離島振興法本体の改正、もちろんこれは第1優先でやらなければいけないことでございますが、その上に加えて、できましたら新たな国境離島についての仕組み、枠組みづくりにつきましても、別途法制化に向けてお取り組みを、ぜひい

ただければということでございます。

その中には、国土防衛ですとか領土領海、排他的経済水域の保全といった観点もあろうかと思いますが、その例に加えまして、産業振興ですとか定住促進の向上といった、島の振興策にかかる点を盛り込んでいただければ、私どもとしては大変ありがたいことだなと思っております。

1点だけつけ加えさせていただきました。ありがとうございます。

【小川分科会長】　まさにほんとうに重要な点のご指摘でございます。これは委員一同受けとめまして、今後の非常に大きなテーマとして、しっかりと引き取らせて……。

【武部委員】　ちょっとその点について。

【小川分科会長】　どうぞ。

【武部委員】　その点について自由民主党では、特定国境離島振興法という議員立法を用意して検討しておりますことを申し上げておきます。ぜひ皆さんと一緒にやりたいなと思います。

【小川分科会長】　ありがとうございます。

打越先生。

【打越委員】　今、7党間の離振法の改正の協議の中でも、特に国境離島についてということで議論を前もっておりまして、国境離島となりますと、今度は人が住んでいる島のみならず、人の住んでいない島も対象になってまいりますので、今おっしゃったように、まず人の住む島を第一義的にしっかりとやろうと。その上で、いわゆる特措法、別法で、また各党間で場を設けて、しっかりと国境離島のための組み立てをやっていこうということで、ほぼ合意をしているということでございますので、できるだけ早く着手をしていきたいと思います。

【小川分科会長】　ありがとうございました。今、両先生からございましたとおり、こういう各党間の協議についてもぜひこの分科会の場で、委員の先生方のご指導をいただきながら、議論を進めてまいりたいと思います。

それではそろそろお時間でございます。最後に、最後までご出席をいただきました吉田副大臣にごあいさつをいただいて、終了させていただきたいと思います。

【吉田副大臣】　どうも本日はお忙しい中、大変熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。すべてにわたってお答えをというのが本来の姿であるかもしれません、ご意見を賜った部分はまたしっかりと役所として承らせていただいて、現実化していく分、

それぞれあるかと思います。また、それぞれ議員立法という形で大変お世話になります。

本日は小川分科会長のご指導、差配のもと、こうしてすばらしい会をつくっていただきましたことを、改めて感謝申し上げさせていただきまして、引き続き私ども、離島政策につきまして、後ろ向きでなく前向きに、皆様方からいただいた提案についてしっかりとお応えをしていける、そういう離島政策の実現も目指していきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。（拍手）

【小川分科会長】 それではどうもありがとうございました。

—— 了 ——